

# 技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防施工区域）における災害時等応急対策業務に関する基本協定」の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年 2月 3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明  
鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

## 3. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する桜島直轄砂防施工区域において、土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は、別紙-1のとおりとする。

### (2) 基本協定河川

基本協定は、下記の河川について締結するものとする。

巡視する河川の担当については、災害協定を締結する業者と協議の上、決定するものとする。

基本協定締結河川（別図-1）

野尻川 春松川 持木川 第二古里川 第一古里川 有村川 黒神川 金床川  
引ノ平川 古河良川 長谷川

(3) 協定期間 令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況を総合的に評価して、協定締結業者（5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（4）の評価及び、地理的条件（作業所等への距離）、実施可能工種等により、契約締結業者を決定し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

#### 4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C~D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C~D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に自社において3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。
- (4) 本店の所在地が大隅河川国道事務所桜島砂防出張所(鹿児島市野尻町203-1)に概ね30分以内(陸路による移動で)で到達できること。

「概ね30分以内で到達できる」とは、桜島砂防出張所から約20km以内を想定しており、本店の所在地が桜島島内及び垂水市を想定している。

なお、桜島島内及び垂水市に上記(4)の条件を満たす支店・営業所がある場合は、常駐している1名以上の技術者(自社)の氏名・資格(一・二級土木施工管理技士を有すること)・常駐の証明証(様式自由)を提出すれば、参加資格要件を満たすと判断する。

なお、常駐とは、桜島島内又は垂水市に住居があり、桜島島内又は垂水市にある支店・営業所に勤務していること。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る(C~D)等級の有資格業者(令和2年度現在のランクが(C~D)ランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和4年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 災害協定に基づき災害協定業者と請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とすること。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随意加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

## 5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：令和3年 2月 3日（水）から令和3年 2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

電 話：0994-65-2990

FAX：0994-65-9630

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課

担当：工務第一課長（内線311）

工務第二係長（内線315）

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

①会社の代表印を押印すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年3月12日（金）までに書面にてFAXにより通知する。

## 6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限：令和3年 3月16日（火） 17時00分。

② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。

③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所工務第一課長へ電話で確認すること（不在の場合は工務第一課職員で可）。

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和3年 3月23日（火）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項  
(必須)

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	<p>①様式は「様式-1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。</p>
(2) 工事実施体制  [様式-2] [様式-3] [様式-4]	<p>①様式は「様式-2」～「様式-4」とする。 ②土石流等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③保有資機材については、令和3年2月3日時点において自社保有等の物とする。 なお、資機材の申請様式は、「防災（機労材）検索くん」よりダウンロードし、記入すること。（注；保有機械の諸元・規格は〇〇未満などとせず、具体的な数値を記載すること） 本協定締結後は、申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録すること。 記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないこと。 この様式は、システム登録時に使用する。</p>
(3) 施工実績 (過去5ヶ年度+当該年度における大隅河川国道事務所発注工事) [様式-5]	<p>①様式は「様式-5」とする。 ②対象となる工事は、過去5ヶ年度+当該年度（平成27年度から令和2年度までの間）に完成した大隅河川国道事務所発注の土木関係工事（河川・砂防工事）すべて記載する。但し、対象となる工事が4件以上となる場合は4件を上限とする。 なお、堤防除草工事は、対象としない。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。</p>
(4) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績  [様式-6]	<p>①様式は「様式-6」とする。 ②対象となる協定は、本技術資料等説明資料3.（2）と同様に河川・砂防における災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（平成30年度から令和2年度の間）に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 ③なお、河川・砂防における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。 但し、協定又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。 ④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。</p>
(5) 洪水時河川巡視の活動実績  [様式-7]	<p>①様式は「様式-7」とする。 ②対象は、土石流が発生した場合などにおいて、河川区域を実施した河川巡視とし、過去2ヶ年度+当該年度（平成30年度～令和2年度の間）に活動したものとす。 ③記載に当たっては、河川巡視業務を元請けしているか下請けかについて、「契約形態」の欄に記載すること。 ④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。</p>

(6)実施可能工種 [様式-8]	①様式は「様式-8」とする。 ②災害等で想定される被害について、実施可能工種を様式に記載する。 ③ドローンの保有状況等を記載する。
---------------------	---

## 8. 評価に関する事項等

(必須)

評価項目	評価内容	点
工事実施体制	<b>■工事実施体制</b> (様式-2・3・4により評価)	15
	<b>■保有技術者(国家資格等の人数)</b> ・土木施工管理技士(一級・二級) ・建設機械施工技士(一級・二級)	15
施工実績	<b>■施工実績</b> (様式-5により評価) ・過去5ヶ年度+当該年度における大隅河川国道事務所発注の一般土木工事の施工実績	10
	<b>■工事成績の評価</b> ・九州地方整備局発注(九州管内事務所の発注工事含み)の過去2ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点	10
	<b>■工事成績の評価(65点未満)</b> ・九州地方整備局発注の過去1年間+当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無 (単体、JV両方の工事成績も評価に反映する)	-10

評価項目	評価内容	点
工事の安全確保	<b>■表彰</b> ・九州地方整備局発注工事直近2ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰の有無	10
	<b>■安全管理の状況</b> ・過去1年間の死亡事故等の状況	-10
防災業務の実績	<b>■災害時応急対策工事等の協定締結の実績</b> (様式-6により評価) ・河川・砂防における過去2ヶ年度+当該年度における協定等締結の実績	10
洪水時河川巡視の活動実績	<b>■洪水時河川巡視の活動実績</b> (様式-7により評価) ・過去2ヶ年度+当該年度における洪水時河川巡視の実績	10

## 9. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、上記5.(1)②に同じ。

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和3年 2月 3日(水)から令和3年 2月25日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課
- ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ(記者発表)に掲載する。  
なお、技術資料様式については電子メールによるデータ配布を行うことができるので、希望するものは受信可能なメールアドレスを下記送信先に配布を希望する旨のメールを送信するものとする。

送信先：大隅河川国道事務所 [qsr-osumi@mlit.go.jp](mailto:qsr-osumi@mlit.go.jp)

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和3年 2月 3日(水)から令和3年 2月25日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

## 10. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和3年 2月 3日(水)から令和2年 2月16日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5.(1)②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。  
(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所 工務第一課長へ電話で確認すること(不在の場合は工務第一課職員で可)。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により令和3年 2月22日(月)までに行う。

## 11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和3年3月12日(金)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

## 12. その他

(1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

# 大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防施工区域） における応急対策業務に関する基本協定

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、〇〇建設（株）代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下「乙」という）とは、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の直轄施工区域及び直轄施設管理区間において発生した土石流等災害（甲の直轄施工・施設管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の施工・管理区間）において発生した土石流等の大規模な災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ）若しくは災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲は、桜島直轄砂防施工区域内で災害が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。  
2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。  
3. また、乙は適切な対応ができるよう、的確な情報収集に努めるものとする。

（災害時巡視）

第3条 甲は、洪水時、地震時等における導流堤・流路工・えん堤等の砂防設備等の状況を把握するために桜島直轄砂防施工区域内の巡視を要請することができる。  
2. 乙は、甲から巡視要請があった場合は、巡視（及び情報収集）に必要な人員体制を確保し、常に気象情報等を把握しながら、桜島砂防出張所と連絡を密にして、別紙「災害時砂防巡視要領」により砂防巡視を実施するものとする。  
3. 甲は、緊急時に延滞なく対応できる巡視員を確保するために、乙に訓練の要請をする事ができる。  
4. 乙は、洪水時、地震時等における砂防巡視を熟知している巡視員を配置すると共に、甲の要請を受け砂防巡視の訓練を実施するものとする。  
5. 乙は、円滑な巡視を行うために必要な巡視員を確保するものとし、甲に書面により報告するものとする。  
6. 乙は、甲の要請を受け巡視、訓練等を実施した場合、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できる。なお、巡視1時間あたりの単価は次のとおりとする。

●災害時巡視等

対象時間	時間帯	1時間あたり単価 (消費税含む)
5時～22時	始めの8時間	〇〇, 〇〇〇
	8時間を越える部分	〇〇, 〇〇〇
22時～5時	始めの8時間	〇〇, 〇〇〇
	8時間を越える部分	〇〇, 〇〇〇

7. 甲の第6項に基づく乙への支払いは、4半期毎の支払いを基本とする。

（業務の実施区間）

第4条 業務の実施区間は、別図-1に表示する桜島直轄砂防施工区域内とし、災害時巡視は〇〇川、〇〇川、〇〇川とする。

（建設機械等の報告）

第5条 乙は、あらかじめ災害時に備え、建設資機材等の数量等を把握し書面により報告するものとする。  
2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲の要請があった場合は、甲に保有状況を書面により速やかに報告するものとする。  
3. 乙は災害に備え、常に建設資機材等の所在を把握しておくとともに運搬手段についても考慮しておくものとする。  
4. 甲の所有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第6条 甲及び乙は、それぞれから要望があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第7条 甲は、乙に対し第4条の業務実施区間の具体的な現地状況に応じた、応急対策及び災害時巡視のための出動を、書面又は電話等の方法により乙に要請するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに工事請負契約等を締結するものとする。

この協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前



1年間の完成工事高により掛け金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

(業務指示)

第9条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する桜島砂防出張所長が行うものとし、乙は、その指示に従うものとする。

(業務の実施)

第10条 乙は、第7条に基づく出動要請があった場合は直ちに出勤し、応急対策及び災害時巡視の業務を実施するものとする。

2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間、及び使用建設資機材等を桜島砂防出張所長に書面により報告するものとする。

(広域要請)

第11条 甲は、大規模な災害が発生した場合は、第4条の業務の実施区間にとらわれることなく出勤を要請することが出来るものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第14条 この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年〇月〇〇日

甲：国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙：〇〇建設(株)  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

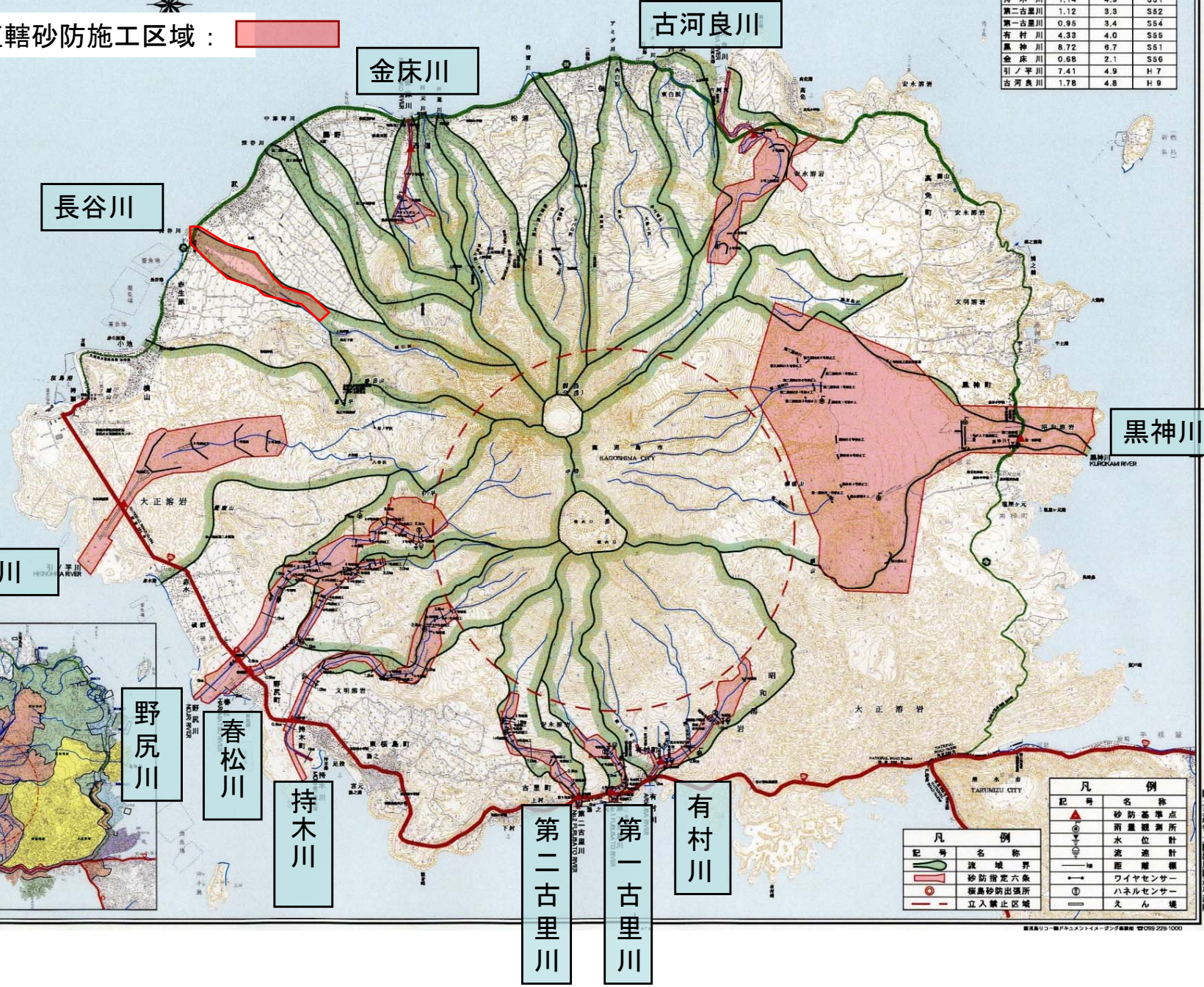
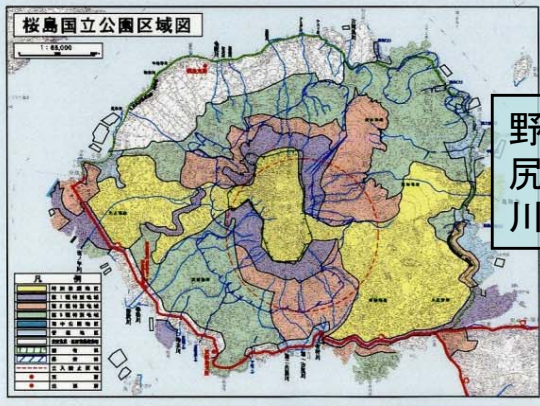
桜島火山砂防事業管内図

1:20,000

河川名	流域面積	平均	最大
野尻川	2.75	4.9	S51
春松川	1.74	4.9	S51
持木川	1.14	4.9	S51
第二古里川	1.12	3.8	S52
第一古里川	0.95	3.4	S54
有村川	4.33	4.0	S55
黒神川	8.72	6.7	S51
金床川	0.68	2.1	S56
引ノ平川	7.41	4.9	H 7
古河良川	1.76	4.8	H 9



桜島直轄砂防施工区域：



凡	例
▲	砂防基準点
⊙	雨量観測所
⊕	水位計
⊖	流速計
—	距離標
→	ワイヤセンサー
⊕	ハネルセンサー
⊖	えん堤

凡	例
▲	砂防基準点
⊙	雨量観測所
⊕	水位計
⊖	流速計
—	距離標
→	ワイヤセンサー
⊕	ハネルセンサー
⊖	えん堤

国土交通省大瀬川河川運送事務所

## 協定締結参加資格確認申請書

令和 3年 月 日

国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長  
岩男 忠明 殿

住 所 千000-0000  
鹿児島県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
会社名称 株式会社〇〇建設  
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和3年2月3日付けで公告があった「大隅河川国道事務所管内(桜島直轄砂防施工区域)における災害時等応急対策業務に関する基本協定」の締結に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。  
なお、下記1～6に掲げる添付資料及び7に掲げる事項については事実と相違ないことを誓約します。

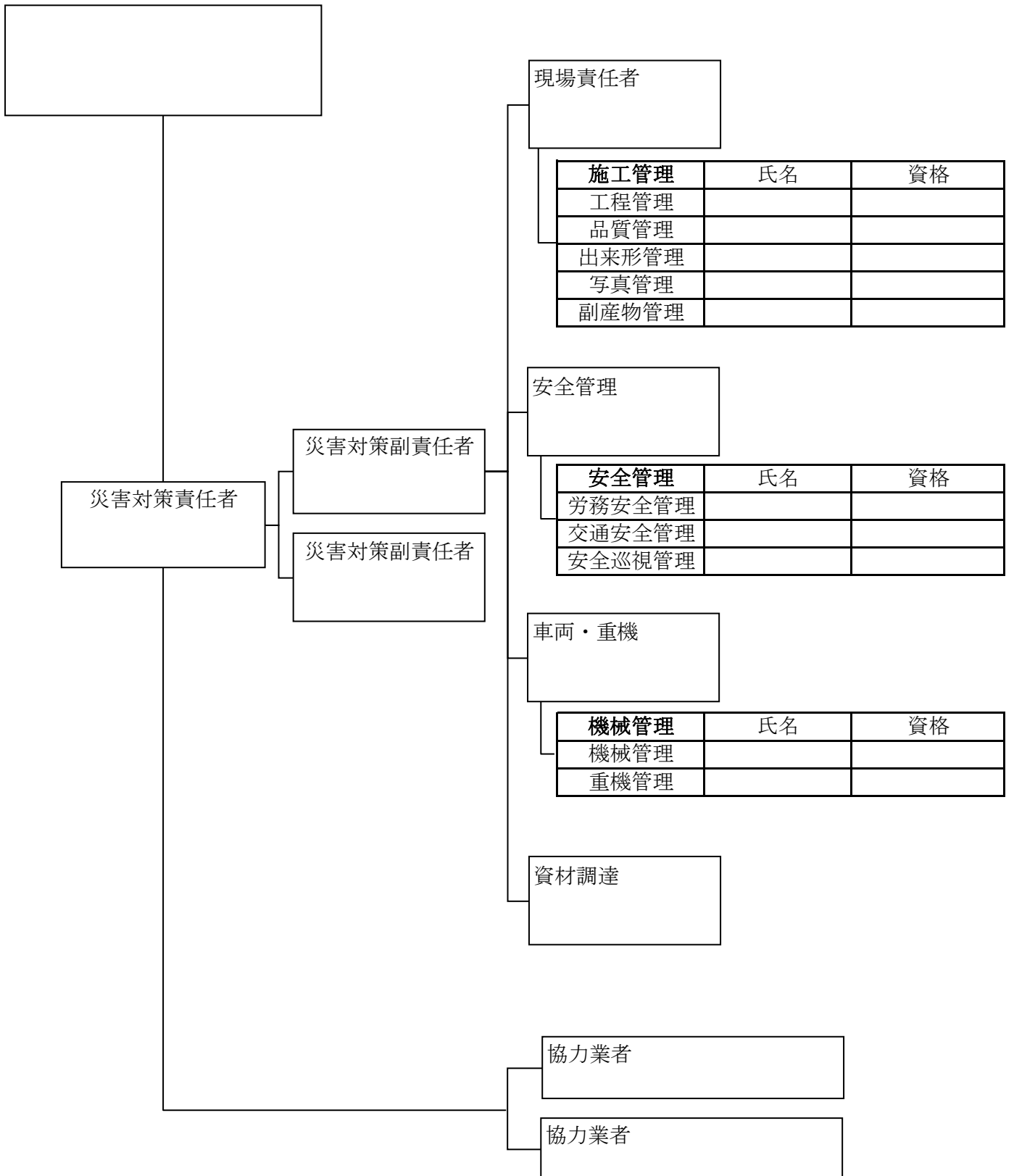
### 記

1. 技術資料等説明資料7.(2)に定める工事実施体制を記載した書面 [様式－2]
2. 技術資料等説明資料7.(2)に定める保有資機材を記載した書面 [様式－3・様式－4]
3. 技術資料等説明資料7.(3)に定める施工実績を記載した書面 [様式－5]
4. 技術資料等説明資料7.(4)に定める災害時応急対策工事等の協定締結実績 [様式－6]
5. 技術資料等説明資料7.(5)に定める洪水時河川巡視または排水ポンプ車運転の活動実績 [様式－7]
6. 技術資料等説明資料7.(6)に定める実施可能工種を記載した書面 [様式－8]
7. 技術資料等説明資料7.(4)、(5)に定める資格証等の写し
8. 技術資料等説明書4.(1)～(8)に定める条件を満たしていること。
9. 問い合わせ先

担 当 者 〇〇 〇〇  
部 署 〇〇部〇〇課  
電話番号 000-000-0000(代表) [内線0000]  
FAX番号 000-000-0000

## 工事実施体制

会社名： \_\_\_\_\_



※ 体制表については、各社の実情に合わせて適宜変更・修正して作成して下さい。  
緊急的な応急復旧工事であり、複数の予定技術者を配置しておいても構いません。

■保有機械一覧	会社名	住所
---------	-----	----

※様式は、「防災(機材)検索くん」URL: <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp> よりダウンロードしてください。

①～⑨は、申請時に入力する項目です。

	①機械種類 (必須)	②機械名 (必須)	③機械諸元	④数量 (必須)	⑤所有 (必須)	⑥県名 (必須)	⑦市町村名 (必須)	⑧番地以降 (必須)	⑨備考
例	解体・破砕機械	スクラップ解体・処理機	(諸元・規格無し)	10	自社保有	福岡県	福岡市博多区	東比恵1-2-12	
例	その他機械	無人ヘリコプター	DJI Phantom 2 カメラ 1400万画素	1	自社保有	福岡県	福岡市博多区	東比恵1-2-12	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

<注意事項>

- ①～③の項目は、プルダウンによる選択方式で入力願います。また、①～③の項目は、別エクセルシートの「別表①機械一覧」を参照願います。
- エクセル上で本様式の行間への行の挿入、削除はしないでください。
- エクセル上で本様式に10番以降に記入する場合は、10番以降に行を追加ください。
- 登録する機械/資材が項目に無い場合は、同等の機械/資材の種類等を選択したうえで、備考欄に機械/資材名を記載ください。

<http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp>

■保有資材一覧	会社名	住所
---------	-----	----

※様式は、「防災(機劣材)検索くん」URL: <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp> よりダウンロードしてください。

①～⑨は、申請時に入力する項目です。

	①資材種類 (必須)	②資材名 (必須)	③資材諸元	④数量 (必須)	⑤所有 (必須)	⑥県名 (必須)	⑦市町村名 (必須)	⑧番地以降 (必須)	⑨備考
例	ブロック	擁壁	最大高さ2m未満	10	自社保有	その他地域	九州圏外		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

<注意事項>

- ・①～③の項目は、プルダウンによる選択方式で入力願います。また、①～③の項目は、別エクセルシートの「別表①機械一覧」を参照願います。
- ・エクセル上で本様式の行間への行の挿入、削除はしないでください。
- ・エクセル上で本様式に10番以降に記入する場合は、10番以降に行を追加ください。
- ・登録する機械/資材が項目に無い場合は、同等の機械/資材の種類等を選択したうえで、備考欄に機械/資材名を記載ください。

<http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp>

[様式－5]

大隅河川国道事務所発注工事（過去5ヶ年度＋当該年度）における同種工事（河川工事等）の施工実績

会社名： \_\_\_\_\_

工事件数（過去5ヶ年度＋当該年度）	○件
-------------------	----

1	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期			受注形態等		
	工事概要					
2	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期			受注形態等		
	工事概要					
3	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期			受注形態等		
	工事概要					
4	工事名称		施工場所		契約金額	
	工期			受注形態等		
	工事概要					

※1. 平成27年度から令和2年度迄の間に完成した工事を対象として下さい。

※2. CORINSにおいて登録している工事の場合は、工事名の前に「◎」印を記入して下さい。

※3. 対象工事が4件を超える場合は、4件を上限として記載してください。

[様式－6]

### 災害時応急対策工事等の協定締結の実績（過去2ヶ年度＋当該年度）

会社名： \_\_\_\_\_

災害時応急対策工事等の協定締結の実績（過去2ヶ年度＋当該年度）	○件
---------------------------------	----

	協定締結 機関名	締結期間	場所または区間	協定書 の写し ※2
1				
2				
3				
4				
5				

※1. 平成30年度から令和2年度の間締結した実績を対象として下さい。

※2. 協定書の写しを必ず添付して下さい。添付している場合は「添付」、添付していない場合は「なし」と記載して下さい。

※3. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての件数分記載して下さい。



[様式－7]

### 洪水時河川巡視または排水ポンプ車運転の活動実績（過去2ヶ年度＋当該年度）

会社名： \_\_\_\_\_

洪水時河川巡視の活動実績（過去2ヶ年度＋当該年度）	〇件
---------------------------	----

	業務実施機関	契約形態 ※2	業務実施期間	場所または区間	契約書の写し ※3
1					
2					
3					
4					
5					

※1. 平成30年度から令和2年度迄の間に実施した実績を対象として下さい。

※2. 河川巡視を発注している機関と直接契約している場合は「元請け」、他社の下請けの場合は「下請け」を記載して下さい。

※3. 契約書等の写しを添付して下さい。添付している場合は「添付」、添付していない場合は「なし」と記載して下さい。

※4. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての件数分記載して下さい。

[様式－8]

## 実施可能工種

災害で想定される被害について、実施可能工種に○を記入、実施できない工種に×を記入

実施可能な工種 想定される災害	緊急点検	工種						備考
	損傷箇所の 確認など	土工	護岸工	構造物補修				
堰堤・床固工の損傷			/					
導流堤・流路工(護岸)の損傷				/				
管理用通路等の損傷								

ドローン保有状況等	保有台数	操縦可能者数

# ◆保有機械、保有資材の様式について

## STEP1

保有機械、保有資材の様式については、下記の「**防災(機・労・材)検索くん**」にアクセスください

URL: <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp/>

## STEP2

保有機械、保有資材の様式をダウンロードし、資料を作成ください



保有機械、保有資材の様式(エクセル)のダウンロード

### 保有機械、保有資材の様式

様式一〇									様式二〇								
保有機械一覧									保有資材一覧								
①機械種別 (必須)	②機種名 (必須)	③機種種元	④数量 (必須)	⑤所有 (必須)	⑥業名 (必須)	⑦市町村名 (必須)	⑧備地以降 (必須)	⑨備考	①材料種別 (必須)	②材料名 (必須)	③材料種元 (必須)	④数量 (必須)	⑤所有 (必須)	⑥業名 (必須)	⑦市町村名 (必須)	⑧備地以降 (必須)	⑨備考
例 解体・破砕機械	スクラップ解体・処置機	額元・規格無し	10	自社保有	建築業	福岡市博多区	東比恵1-2-12		例 ブロック	塊壁	最大高さ2m未満	10	自社保有	その他地域	九州圏外		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

保有機械

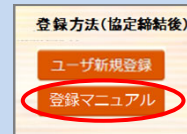
保有資材

## STEP3

上記様式を作成後、その他の災害協定申請書とともに提出ください

## STEP4

災害協定締結後、「防災(機・労・材)検索くん」トップページから登録方法(協定締結後)のマニュアルをダウンロードし、情報をご登録ください。



登録方法(締結後)マニュアルダウンロードボタン